

令和7年度 第3回 五泉市国民健康保険運営協議会会議録

開催日

令和7年11月28日 金曜日

開催場所

五泉市役所5階 第2委員会室

出席者

委員

会長

小林 泰訓

副会長

魚野 洋樹

(第1号) 森 智子委員

浅井 隆子委員

齋藤 博子委員

杉山 眞弓委員

亀山 公子委員

(第2号) 金子 洋委員

(第3号) 阿部 周夫委員

波塚 静亮委員

山田 正良委員

(第4号) 礪野 寧宏委員

荒井 悟委員

説明員

田邊市長

佐藤副市長

税務課

風間課長、小熊課長補佐

健康福祉課

小澤課長補佐、宇野係長

地域振興課

宮内係長

市民課

渡辺（純）課長、塚野課長補佐、

高橋係長

書記

市民課

齋藤主査

欠席委員

(第2号) 歌川 祐二委員

大日方 一夫委員

笹川 真司委員

相田 悟委員

付 議 事 件 及 び 審 査 結 果
議第1号 令和8年度五泉市国民健康保険税の税率について その他 会議録署名委員 齋藤 博子 委員
午後 1 時 15 分 開 会

議 事 の 経 過 概 要

主 な 質 疑 ・ 意 見 等

塚野市民課
課長補佐

定刻前ではございますが、みなさまお揃いなので始めさせていただきます。

本日はご多用の中、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。
開会に先立ちまして、ご欠席されております委員をご報告いたします。
医師等代表 歌川祐二委員、大日方一夫委員、笹川真司委員 相田悟委員 より、欠席のご連絡をいただいております。

次に、資料の確認をお願いいたします。

事前に送付させていただきましたが、令和7年度第3回五泉市国民健康保険運営協議会議案書、令和7年度第3回五泉市国民健康保険運営協議会参考資料、他に、机上に配布しております委員名簿、座席表、資料No.1 子ども・子育て支援金制度について、資料No.2 保険税率改正比較表の4点をお配りしております。

不足等ございましたらお申し付けください。

渡辺市民課長

私の方からも、一つご報告がありまして、開会前にみなさまにお伝えしたいと思います。

令和7年11月13日に举行された市勢功労者表彰式におきまして、医師等代表の金子洋委員が、国保事業の健全化と円滑な運営並びに、被保険者の健康保持増進に貢献され、保健功労10年以上で表彰されましたので、皆様にご報告をいたします。

それでは、ただいまから令和7年度第3回五泉市国民健康保険運営協議会を開催いたします。

議案書1ページの次第により進めさせていただきます。

はじめに、小林会長よりご挨拶を申し上げます。

小林会長

皆さんお疲れ様でございます。

本日は、令和8年度の国保の税率がですね、いよいよ固まってきたということでもあります。

皆さんの方からですね、その内容を確認していただきまして、良い案ができればなというふうに考えておりますので、どうか皆さんのご協力よろしくお願いいたします。

以上です。

渡辺市民課長

ありがとうございました。

続きまして、田邊市長よりご挨拶申し上げます。

田邊市長

みなさん こんにちは。

本日は、急な開催となりましたが、お忙しい中、多数の委員のみなさまからご出席いただきまして誠にありがとうございます。

また、先ほど進行の市民課長より、この度の市勢功労において、金子

	委員が表彰されました。おめでとうございます。 これからどうぞご指導のほど、よろしくお願い申し上げます。 さて、日ごろより、国保の運営につきましては、みなさまから議論いただいているところでございます。 9月26日に開催いたしました第2回協議会におきまして、保険税率の考え方について2案をご説明したところ、みなさまからご意見等いろいろいただきました。 保険税率につきましては、財政調整基金を有効活用しながら被保険者の負担軽減を図ることを主眼とし、国・県が令和18年度までに目指している県単位での保険税統一などを念頭に入れ、現在行っている健診負担金無料や人間ドック助成などの保健事業が継続し、かつ、将来を見据えた保険税設定となるよう税率を算定いたしました。 本日は、令和8年度の税率についてご審議をいただきたく、お集まりいただいたところでありますので、忌憚のないご意見をお聞かせいただけますようどうぞよろしくお願い申し上げます。
渡辺市民課長	ありがとうございました。 次に3議事となりますが、ここからの進行は、協議会規則の定めによりまして、会長からお願いいたします。 それでは、よろしくお願いいたします。
小林会長	それでは、ただいまの出席委員は13名で過半数に達しておりますので、協議会規則第5条の規定により、令和7年度第3回五泉市国民健康保険運営協議会を開会いたします。 次第の3、議事に移ります。 会議録署名委員の指名であります。協議会規則第11条第2項の規定により齋藤博子委員を指名いたします。 次に、議第1号 令和8年度五泉市国民健康保険税の税率についてであります。 それでは説明をお願いします。
田邊市長	はい、議長。
小林会長	はい、市長。
田邊市長	それでは議第1号 令和8年度五泉市国民健康保険税の税率について、ご説明申し上げます。 この度、令和8年度の国民健康保険特別会計の収支見込みについて、平成30年度以降の決算、及び令和7年度の執行状況を踏まえて積算したところ、令和8年度は税率を下げてでも収支の均衡を図ることができる見

	込みとなりました。 このことから、財政調整基金を活用し税率を改正したうえで、事業運営を行ってまいりたいというものであります。 それでは、諮問事項を読み上げさせていただきます。 ～諮問書を読み上げ、会長に渡す～ ここで、市長、副市長が所用のため退席いたします。 みなさまのお手元には、今ほどの諮問書の写しをお配りいたしますので、お目通しいただければと思います。
塚野市民課 課長補佐	
小林会長	今ほど、諮問を受けましたので、当協議会といたしましては、慎重な審議を行い、答申案をまとめたいと思います。 本日のうちに皆様のお考えを一度確認させていただき、答申案を作成できるよう準備を進めたいと思います。 審議を行うにあたり、事務局より説明をお願いします。
渡辺市民課長	はい。
小林会長	はい、渡辺市民課長。
渡辺市民課長	それでは、議第1号令和8年度五泉市国民健康保険税の税率について、ご説明申し上げます。 議案書の3ページをお願いいたします。 令和8年度の国民健康保険税の税率につきましては、国民健康保険財政の現状を踏まえ、今後も安定的な運営を行うとともに、制度改革により積み立てられた財政調整基金を活用し、被保険者の負担軽減を図るため、税率等の引き下げを行うものであります。 1 医療給付費分、2 後期高齢者支援金分、3 介護納付金分について、令和8年度の太枠に記載された税率等は、第2回国民健康保険運営協議会においてお示しした2つの案のうち、委員の皆さまからのご意見を踏まえまして、税率の低い方の案を採用したものであります。 また、これまでお伝えしてまいりました、子ども・子育て支援金は、少子化対策の一環として設けられた制度で、社会全体で子育てを支援するための新しい仕組みです。 この支援金は、「こども未来戦略」に基づき児童手当の拡充や妊婦のための支援給付などに充てられます。詳細は、本日机上配布いたしました資料No.1を、後ほどご確認いただければと思います。 先日、県から仮算定ではありますが、五泉市の納付金額は、約2,400万円と示されました。 算定方式は所得割、均等割の2方式とし、令和8年度の保険税から新たに負担いただくために算定した税率は、一番下、4子ども・子育て支援金分として所得割率0.24%、均等割額1,600円を追加させていただきたいと思います。 国民健康保険における子ども・子育て支援金につきましては、制度が少子化対策に係ることを鑑み、18歳未満の被保険者は、均等割額の全額

を軽減する措置が講じられます。

次に、本日机上配布しました、資料No.2 保険税率の改正比較表をご覧ください。2パターンではありますが、税率改正前と後で保険税額を比較した資料を作成しましたので、ご参考にしていただければと思います。

国民健康保険税は、市が県に納める国民健康保険事業費納付金の財源となっています。国は子ども・子育て支援金について、令和8年度から保険税に上乗せし、令和10年度にかけて段階的に引き上げていくこととしております。他にも、県全体の医療費の増減や国・県からの公費投入の増減などの要因から、納付金が激変する可能性もあります。

今後も保険税率につきましては、その時々状況や基金の残高を考慮したうえで、検討が必要になると思われます。

次に、参考資料をご覧ください。

1ページをお願いします。合併以降の国保税率の改定状況であります。税率等につきましては、平成30年度より据置いてまいりましたので、8年ぶりの改正となります。

次に、2ページをお願いします。令和6年度決算額と、令和7年度から令和10年度までの4年間の収支見込みを記載したものでございます。

歳入から主なものをご説明します。1番上、国民健康保険税ですが、被保険者の減少と令和8年度以降は保険税率の見直しにより、税収入が減少していきます。

次に、表の下から4行目、基金積立金繰入金であります。税収入の減少等により、不足する財源について基金の繰り入れを見込んでいるものであります。

続きまして歳出をご説明いたします。

歳出の表上から3行目、保険給付費ですが、市が保険給付を行っており、給付に必要な費用のほぼ全額が普通交付金として県より交付されるものであります。

次に、歳出の表の下から5行目、国民健康保険事業費納付金であります。こちらは、県が県内の国民健康保険の医療費等を推計し、それに基づき各市町村に負担金として納付を求めるものであります。令和8年度以降は子ども・子育て支援金分の納付も計上されております。

続きまして、基金積立金でございます。基金積立金につきましては、令和8年度以降は基金の繰り入れを行いますので、積み立ては基金の利息を見込んでいるものであります。

次に、3ページをお願いします。各年度において、それぞれの項目で変動のあるものなどを記載してございます。

一番上の歳入網掛けの部分は、世帯数と被保険者数について年度末の見込みの推移を記載したものであります。令和7年度で、団塊の世代の後期高齢者医療制度への移行が終了いたします。今後は、毎年200人程度被保険者数が減少すると見込んでおります。それに伴いまして、その下の国民健康保険税につきましては、令和3年度から6年度における実績と伸び率により1人当たり課税所得額を見込み、今後もその傾向が続いていくことを前提として試算を行いました。

	次に、4ページにつきましては、財政調整基金の推移と今後の見込をグラフで示しております。 黒い棒グラフが基金の積立、白い棒グラフが基金の取り崩しとなります。平成31年度以降、33国からの財政支援などで基金積み立てが可能となっておりましたが、税率の見直しにより令和8年度以降は基金の取り崩しを年間1億円程度見込んでおります。 以上、令和8年度五泉市国民健康保険税の税率について、ご説明いたしました。 ご審議の程、よろしくお願いいたします。
小林会長	はい、それでは質疑に入ります。 ただいまの説明に対し、ご質疑ありませんか。 ないようでありますので、議第1号に対する質疑を終了いたします。 議第1号について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。
委員（多数）	ありません。
小林会長	はい、ご異議がありませんので、原案のとおり市長へ答申させていただきます。 なお、答申書の内容につきましては、私に一任させていただきたいと考えておりますが、ご了承いただけますでしょうか。
委員（多数）	はい。
小林会長	ありがとうございます。 次に、その他であります、事務局何かありますか。
塚野市民課 課長補佐	はい。
小林会長	はい、塚野市民課課長補佐。
塚野市民課 課長補佐	それでは、事務局からお知らせいたします。 令和8年1月31日をもって、当協議会の委員の任期が満了となります。みなさまからは3年間ご尽力いただき、誠にありがとうございました。 また、引き続きご就任頂く予定のみなさま、よろしくお願いいたします。 なお、次回は2月初旬を予定しており、新委員で初めての開催となりますので、お忙しい事とは存じますが、ご出席くださいますようお願い申し上げます。 事務局からは以上です。

小林会長	はい、他にありませんか。 それでは、以上で本日の協議会を終了いたします。 大変お疲れさまでした。 ありがとうございました。
◎付帯議決等・・・・・・・・なし	
午後 1 時 30 分 閉 会	
五泉市国民健康保険運営協議会 (署 名) 会 長 小林 泰訓 署名委員 斎藤 博子	